

12月14日以降の記帳相談等は予約の必要はありません。先着順となります。



ドイツ村

撮影 広報委員



一般社団法人
保土ヶ谷青色申告会
〒240-0044
保土ヶ谷区仏向町154-2
ゴトービル2F
TEL 045-442-7201
FAX 045-442-7251
発行人 平井 武男
編集 広報委員会

確定申告期のお知らせ

所得税の確定申告期限は3月15日(月)です。

- ①指導時間は**お一人様50分**となります。50分以内に指導が終わらなかった場合は翌日以降に再度ご来所いただきます。**3月は指導時間が40分**となりますので、1月2月中の来所の申告をお勧めします。50分以内で終わるには**年内に申告会で記帳確認や減価償却計算を済ませる**必要があります。
- ②令和3年1月から一日の指導人数を制限し、**先着順**での指導となります。
※例年、月・火は通常の曜日より混み合います。さらに3月は毎日混み合っております。
- ③瀬谷・二俣川の出張会場はありません。申告会事務所のみでの指導となります。
- ④職員の**指名はできません**。職員の指名をされている方は年内に記帳指導を済ませてください。
- ⑤**1月21日(木)以降、当会で年末調整指導は受けられません**。
納期の特例適用を受けている方の**申告納期限は1月20日(水)**です。
- ⑥会計ソフトBRAの操作指導や入力内容の確認は**2月以降できません**。
ご利用の方は**1月までに申告会で入力内容の確認**を受けてください。
- ⑦e-Tax代理送信は会計ソフトBRAをお使いの方のみとなります。
- ⑧**消費税の確定申告指導は3月16日(火)以降**とさせていただきます。
- ⑨令和元年分の所得税・消費税の確定申告が終わっていない方は年内に指導をお受けください。
1月以降は令和元年分の申告指導が受けられません。
- ⑩事務所でコロナウイルス感染が発生した場合は行政の指示などにより、事務所を閉所し営業を見合わせる事となります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ⑪電話でのお問合せは午後5時～6時の間にお願い致します。午後5時までは来所者の接客優先となります。

※詳細は別紙チラシをご覧ください。

年末調整指導会(予約不要) 必ず期限内に手続きしてください。

令和2年12月14日(月)～令和3年1月20日(水) ※1/21以降は申告会で指導できません

専従者・従業員等に給与を支払っている事業主は年末調整を行い、**納税額が0円でも納付書の提出が必要**です。区役所など給与支払報告書の提出も必要となります。

お持ちいただくもの			※①・②・⑦～⑨は申告会にもあります。	
①	扶養控除申告書 及び 基礎控除申告書 従業員・従業員の配偶者・扶養家族の収入(給与や年金等)の分かるものをお持ちください。			
②	源泉徴収簿(一人別) 支払日・支給額 算出税額等記入してきてください。	③	認印・筆記用具・電卓	
④	控除証明書(生命保険、地震保険、 小規模企業共済、国民年金 等)		⑤	支払金額の確認できるもの(国民健康保険、 介護保険、後期高齢者医療保険 等)
⑥	前期分(1月～6月)の納付書控		⑦	税務署から送付された納付書
⑧	保険料控除申告書		⑨	横浜市特別徴収センターまたは市区町村より 送付された書類(10月下旬頃送付されます。)

記入例	事業主	青木太郎	専従者	青木花子(S35.3.5)	扶養親族0人
	給与	1月～12月 毎月20日	10万円	源泉税 月額720円	
	賞与	6月25日、12月25日	各10万円	源泉税 各4,084円	
控除		生命保険(一般・旧契約)	年額10万円、控除額5万円		
		生命保険(介護/医療)	年額3万円、控除額2.5万円		
		生命保険(個人年金・新契約)	年額10万円、控除額4万円		

〈源泉徴収簿〉

〈基礎控除申告書〉

令和2年分 給与所得者の源泉徴収簿

氏名 青木花子 生年月日 昭和35年3月5日 住所 横浜市保土ヶ谷区 1-2-1

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
給与	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,200,000
社会保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,200,000

令和2年分 給与所得者の源泉徴収簿 合計 1,200,000

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書

氏名 青木花子 生年月日 昭和35年3月5日 住所 横浜市保土ヶ谷区 1-2-1

基礎控除申告書

基礎控除額 420,000

基礎控除申告書 合計 420,000

決算書を作成する前のチェックポイント！

○売掛金・買掛金・未払金・普通預金の確認

収入は商品を引渡した日、サービスの提供を完了した日、不動産貸付の場合は支払日が契約書で定められていれば定められた日にお金をもらってなくても計上します。経費は後日支払わなければならないことが確定しているものも計上します。

12月31日の帳簿残高と請求書や通帳の実際の金額を確認してください。

○棚卸：12月31日に売れ残っている商品、材料を数え金額を求めます。

○家事消費：お店の商品を事業主が食べたり、個人的に使ったりした場合は収入に計上します。

○減価償却：10万円以上の車、備品などを購入した場合は原則として減価償却します。

○家事関連費：事業でも家計でも使っている共通の経費を家事按分します。

(家事分は経費から除きます。)

例 事業所兼住宅にかかわるもの……水道光熱費、通信費、賃貸料、減価償却、固定資産税、修繕費、火災・地震保険、ローンの支払利息など
事業・家事共通の車にかかわるもの……ガソリン代、整備費用、税金、保険料、リース代、駐車場代、減価償却、修繕費、ローンの支払利息など

○前払経費：損害保険料など1年を超える分の経費を支払った場合は期間按分し、経費に計上します。

○専従者給与：届出の範囲内の金額で実際に支払った金額を経費にします。

***分からないことは年内に申告会へお問い合わせください。**

令和2年分の所得税から適用される主な改正事項について

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

イ 給与所得控除の改正

- ・給与所得控除額が、一律10万円引き下げられました。
- ・給与所得控除の上限が適用される給与等の収入金額が、850万円(改正前：1,000万円)とされるとともに、給与所得控除の上限額が195万円(改正前：220万円)に引き下げられました。

ロ 公的年金等控除の改正

- ・公的年金等控除額が、一律10万円(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、①1,000万円を超え2,000万円以下である場合は20万円、②2,000万円を超える場合は30万円)引き下げられました。
- ・公的年金等控除額の上限が設けられ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合に適用されることになりました。

ハ 基礎控除の改正【改正前(令和元年分まで)：38万円】

個人の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

(2)所得金額調整控除の創設

(1)の改正に伴い、特定の者について税負担が増加しないように所得金額調整控除が創設されました。所得金額調整控除は、給与所得の金額から控除されます。対象者及び控除額については、次のとおりです。

イ 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

- 【対象者】
- その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、次のいずれかに掲げる者
- ① 本人が特別障害者に該当する者

② 年齢23歳未満の扶養親族を有する者

③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

【控除額】

給与所得の金額から
控除する金額

=

給与等の収入金額のうち
850万円を超える部分の金額
(150万円を限度)

×10%

ロ 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有する者に対する所得金額調整控除

- 【対象者】
- その年の給与所得及び公的年金等に係る雑所得の両方の所得がある居住者で、給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるもの

【控除額】

給与所得の金額から
控除する金額

=

給与所得の金額(最高10万円)

公的年金等に係る
雑所得の金額(最高10万円)

の合計 - 10万円

(注) 上記(2)イの所得金額調整控除の適用がある場合には、その適用後の給与所得の金額から10万円を控除します。

(3)扶養親族の範囲等の見直し

扶養親族等の区分	合計所得金額要件 改正後
同一生計配属者	48万円以下
扶養親族	48万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者(注1)	48万円超133万円以下
勤労学生	75万円以下

(注1) 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。

上記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円に引き下げられています。

また、雑損控除の対象となる資産を有する親族に係る総所得金額等の要件が48万円以下に引き上げられています。

(4)青色申告特別控除の改正

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円(改正前:65万円)に引き下げる一方、取引を正規の簿記の原則(複式簿記)に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額は65万円とされています。

- ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に基づく税務署長等による承認を受けた上で、同法に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存等」を行っていること。
- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表、損益計算書等の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用して行うこと。

【令和2年分以降の青色申告特別控除の金額】

控除額	適用要件
1. 55万円	不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、取引を正規の簿記の原則(複式簿記)に従って記録している者
2. 65万円	上記1に該当し、かつ、上記①帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存等を行っている者又は上記②e-Taxにより申告期限までに確定申告を行っている者 ※①については帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書の提出が必要です。原則として年の途中から適用することはできません。
3. 10万円	上記1及び2以外の者

(5)ひとり親控除の創設及び寡婦(寡夫)控除の見直し

イ ひとり親控除

居住者がひとり親(現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者)のうち次に掲げる要件に該当する場合には、ひとり親控除として35万円が控除されます。

【要件】

- ① その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く)を有すること。
- ② 合計所得金額が500万円以下であること。
- ③ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。
※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外になります。

ロ 寡婦控除

改正後の寡婦について、寡婦(寡夫)控除をひとり親に該当しない寡婦の係る寡婦控除に改組することとされ、扶養親族を有する寡婦についても、上記(5)イ②の所得制限(500万円以下)と上記(5)イ③の要件が追加されました。また寡婦控除の特例(特別の寡婦に該当する場合の寡婦控除の特別加算)を廃止することとされ控除額は27万円となりました。

※個人住民税についても同様の改正が行われており、ひとり親控除は控除額30万円、寡婦控除は控除額26万円となり、令和3年度以降の個人住民税について適用されます。

ご不明な点等は保土ヶ谷税務署(TEL045-331-1281)・申告会へお問合せください。

訂正 令和2年中に土地や建物等の売却をされた方へ

会報70周年記念号に掲載しましたが、下記のように訂正させていただきます。

土地や建物等の売却をされた方は複雑なため申告会では計算ができません。
確定申告期間中に税務署の申告書作成会場でご相談のうえ「譲渡所得の内訳書」を作成してください。

『譲渡所得の内訳書』を作成した方

「譲渡所得の内訳書」が作成済みなので、他の所得と合わせて申告会で提出することができます。

『譲渡所得の内訳書』の作成がまだの方

譲渡所得以外の部分は計算ができますが、「譲渡所得の内訳書」については税務署の作成会場でご相談のうえ提出してください。

横浜市からのお知らせ

償却資産申告書の提出をお願いします！

提出期限は令和3年2月1日(月)です！

固定資産税(償却資産)の申告書提出・課税に関するお問合せ先

横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)

〒231-8343 横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル10階
Tel.045(671)4384 Fax.045(663)9347

受付時間:午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

※区役所ではお取り扱いしておりませんのでご注意ください。

横浜市償却資産センターは、

令和2年12月21日(月)に移転予定です。

移転先:横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階

詳細は市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/madoguchi/shoukyaku-center.html>

横浜市 償却資産センター

検索

新型コロナウイルス感染症に関する軽減措置

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置に起因して、事業収入が減少した中小企業者等が所有する事業用家屋及び償却資産については、令和3年度分に限り、**固定資産税の軽減措置**があります。

軽減を受けるためには、**令和3年2月1日(月)までに申告が必要**です。

詳細は市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/shizei/koteishisan/koteishuunyuugen.html>

横浜市 新型コロナ 固定資産税

検索

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください！

エルタックス
eLTAXホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/>
もしくは、検索サイトをご覧ください。

エルタックス

検索

令和元年	平本 フミエ(事業主)不動産貸付 六月七日 九十八才 瀬谷区
	久保田 武(事業主)不動産貸付・農業 九月十四日 七十五才 保土ヶ谷区
	剣持 庄三(事業主)不動産貸付 十一月二十一日 九十一才 保土ヶ谷区
令和二年	坂本 栄治(事業主)部品製造・卸売業 二月二十三日 五十三才 保土ヶ谷区
	大塚 誠(事業主)不動産貸付 一月十九日 七十一才 瀬谷区
	潮田 ロク(事業主)不動産貸付 二月十一日 百一才 瀬谷区
	内田 計作(事業主)不動産貸付 三月五日 九十一才 旭区
	松本 清子(事業主)不動産貸付 四月十一日 九十才 旭区
	田邊 加代子(事業主)飲食業 四月十五日 七十四才 瀬谷区
	石崎 征一(事業主)不動産貸付 四月二十八日 七十九才 保土ヶ谷区
	井上 末松(事業主)不動産貸付 五月二十五日 九十才 旭区
	稲橋 雅史(事業主)二輪販売修理業 五月二十八日 五十四才 瀬谷区
	政木 敏雄(事業主)理容業 六月四日 七十九才 旭区
	狩野 文子(事業主)不動産貸付 六月六日 九十四才 旭区
	相澤 正人(事業主)たばこ他小売業 六月二十二日 六十五才 瀬谷区
	丸山 雄治(事業主)個人タクシー 六月二十四日 六十五才 保土ヶ谷区
	相澤 俊彦(事業主)不動産貸付 六月二十九日 七十五才 旭区
	菅井 忠義(配偶者)不動産貸付 七月六日 七十八才 旭区
	徳永 小三郎(事業主)マッサージ 七月十一日 八十四才 瀬谷区
	山下 英二(事業主)運送業 七月十二日 七十一才 旭区
	柳澤 信司(事業主)不動産貸付 七月二十五日 八十八才 旭区
	永野 昭造(事業主)不動産貸付 七月二十七日 八十四才 旭区
	山本 百江(事業主)小売店 八月十日 九十四才 瀬谷区
	時崎 英幸(事業主)梱包業 九月五日 八十四才 旭区
	田野井 明江(事業主)不動産貸付 九月十八日 七十七才 保土ヶ谷区

計 報

謹んでご冥福をお祈りいたします。

☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に会より弔慰金が給付されます。お近くの班長または事務局まで早急にご連絡ください。

お知らせください！

転居 や 廃業 をされた方、変更 のある方は申告会までご連絡下さい。税務署への届出も申告会でお手続きができます。

退会をご希望の方は退会届 をご提出いただかないと会費が掛かります。

指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～3時
業務終了 5時 ※土・日・祝日は休み

年末年始 休みのお知らせ

12月28日(月)午後より
1月3日(日)まで
事務所はお休みします。

1月4日(月)より
通常営業。

12月の行事

1日(火)～11日(金)
決算準備指導会
14日(月)～1月20日(水)
年末調整指導会

次回会報1月号で1月上旬に配布予定です。

会員増強にご協力をお願いします！開業された方やご入会されていない個人事業主の方をご紹介します。粗品進呈！

記帳義務化

平成26年1月からすべての事業者記帳義務が課せられました。
記帳し、帳簿等を一定期間適切に保存しなければなりません。

【青色申告会のサポート】

- ・記帳・決算等の個別指導
- ・青色申告特別控除 最高65万円
- ・会計ソフト販売・操作指導
- ・従業員給与の源泉・年末調整指導
- ・e-Taxでの申告もできる
- ・お得な優待サービスの提供
- ・各種保険・共済制度の紹介

青色申告にする
メリットって？



確定申告の仕方が
わからない



困って いませんか？

会計ソフト ブルーリターンA

青色申告会専用ソフト
ブルーリターンAで
分かり易くスムーズ
に申告できます。
e-Taxにも対応。

小規模 企業共済

個人事業主の退職金
制度。
月額1,000円から70,000円
の掛金を選択。確定申告で
控除できます。

労働保険 一人親方

労働保険の加入は
青色申告会で！！
建設業一人親方の
加入も可能です。

保土ヶ谷青色申告会員の皆様へ



新会員をご紹介します!

確定申告をしている方ならどなたでも入会できます

新規に開業された方や未入会の方に、下記の項目を聞いてチェックをしてください。
ひとつでも当てはまる個人事業主の皆様は申告会への加入をお勧めください。

- ☐ 帳簿の付け方を学びたい! 会計ソフトで帳簿をつけたい!
- ☐ 決算書作成の仕方を教えて欲しい!
- ☐ 税制改正に関する情報を得たい! 節税について勉強したい!
- ☐ 労働保険・一人親方労災保険に加入したい!
- ☐ 福利厚生(会員優待サービス・生活習慣病健診等)を充実させたい!
- ☐ 小規模共済・医療保険や休業補償共済に加入したい!

【下欄にご紹介頂く方についてご記入の上、FAXする際は切り取って送信またはお電話にてご連絡ください。】

TEL 045-442-7201 FAX 045-442-7251

保土ヶ谷青色申告会 行 送信日 令和 年 月 日

本人の同意を得て、下記の方をご紹介します。

氏名	
住所	
電話番号	

ご紹介者名		電話番号	
-------	--	------	--

※ご紹介された方が入会した場合、クオカード1,000円を謝礼として進呈いたします。

一般社団法人 保土ヶ谷青色申告会 担当：組織委員会

くわしくはWEBをご覧ください。

保土ヶ谷青色申告会

検索

※本アンケートのご記入いただいた内容は、個人情報保護指針に基づき、適切に取り扱いさせていただきます。

